

四街道市第11回農業委員会議事録

令和4年2月8日(火)

第11回農業委員会総会会議次第

日時： 令和4年 2月 8日
午後 2時00分より
場所： 福祉センター3階会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

1番 中 村 礼 奈 委員

2番 永 野 久 雄 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

協議報告第7号 農地法施行規則第53条第1項第11号の規定による農地転用の届出について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1番 中村 礼奈	2番 永野 久雄
3番 中村 永治	5番 細野 裕樹
6番 佐藤 慎一	7番 小金井 貞夫
8番 江原 清	9番 佐藤 由美子
10番 三石 浩	11番 海保 芳久
13番 林田 静治	15番 橋本 豊

欠席委員（2名）議席順

12番 井岡 信夫	14番 岡田 英明
-----------	-----------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	仲田 鋼太
局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和3年度第11回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和4年2月8日（火）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第11回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は1番中村礼奈委員、2番永野委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」ですが、農業委員が関係する事案がございます。

当該委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

審議終了後に入室をお願いします。

暫時休憩します。

（暫時休憩・委員1名退室）

○議 長 再開します。議案第1号、整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項についてご説明いたします。

譲受人は市内山梨に居住しており、近接地に農地を所有しています。購入により新たに田2,305平方メートル、畑678平方メートル計2,983平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴50年のベテランで、すでに3,440平方メートルの田と2,110平方メートルの畑を耕作しています。田植機・コンバイン・トラクター等を所有しており全部耕

作要件は満たしております。

位置につきましては、14ページから17ページまでの案内図をご覧ください。
説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項につきましては、去る2月1日に第2班による事前調査会が行なわれております。

班長の細野委員、説明をお願いいたします。

○**細野委員** 場所は山梨です。詳細につきましては、地区担当委員から説明をお願いします。

○**議 長** 地区担当の海保委員説明をお願いします。

○**海保委員** 本件は、事務局、班長から説明がありました農地法3条の許可申請です。対象地は、2,983平方メートルの田畑で、司法による審判が行われ、隣接している農地を所有している譲受人への売却が認められ今回の申請にいたったものです。

○**議 長** 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 審議が終了しましたので、退席委員の入室を許可します。

暫時休憩します。

(暫時休憩・委員1名入室)

○**議 長** 再開します。次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 整理番号2項についてご説明いたします。

譲受人は市内大日に居住しており、近接地に農地を所有しています。購入により新たに畑

2, 975平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、妻と2人で耕作するもので、すでに2,300平方メートルの田と5,444平方メートルの畑を耕作しています。トラクター・耕運機等を所有しており全部耕作要件は満たしております。

位置につきましては、18ページ及び19ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第1号整理番号2項につきまして、去る2月1日に第2班による事前調査会が行われております。また、この件につきましては、地区担当委員も班長の細野委員のため一括で説明をお願いします。

○**細野委員** 譲渡人、譲受人とも記載のとおりです。譲渡人は 梨の栽培をされている方ですが、諸事情から継続することが出来なくなったようです。偶然、草刈りを請け負った譲受人との話がまとまり、今回の申請にいたったとの事です。

○**議長** 議案第1号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○**議長** 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項について説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

譲受人は、東京電力パワーグリッド株式会社です。

申請地は、600平方メートルの畑で、送電用鉄塔の建て替え工事を行うに当たり、鉄塔隣接の駐車場が使用できなくなるため、近接地のある当該用地を代替駐車場として、令和4年12月31日まで賃貸借により一時転用するものです。

申請地は鉄板を敷き、周辺はガードフェンスを設置します。なお、鉄塔工事完了後は原形復旧いたします。

用水は使用せず、雨水は自然浸透にて処理します。

周辺農地も、譲渡人の農地です。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、20ページ及び21ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、去る2月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いします。

○**細野委員** 東京電力が古くなった鉄塔を建て替えるために農地を借りるといふものです。

場所は、遠近五差路にあるガソリンスタンドの裏の畑です。山王病院の駐車場に隣接しているため、迷惑や紛争が起こらないように事前調査会では施主にはお願いしております。

○**議長** 地区担当の三石委員説明をお願いします。

○**三石委員** 10番三石です。内容につきましては、事務局、班長から説明のあったとおりです。東京電力の高圧線鉄塔が40年程経過し老朽化のため、25メートルから40メートルに高さを上げ、新しい鉄塔に変えるという事です。工事に伴い、山王病院の駐車場の一部が使用されるため、代替え駐車場として近接地の畑の一部を一時転用するという事です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○**議長** 永野委員。

○**永野委員** 2番永野です。出入りは山王病院の駐車場の方からという事ですか。

○**三石委員** 新たな駐車場への出入りは、現在ある山王病院の駐車場からになります。また、工事関係車両の出入りは、遠近五差路にあるガソリンスタンド横にある狭い道路を利用します。

○**議長** 永野委員。

○永野委員 2番永野です。新しい鉄塔はどこに建てるのですか。

○三石委員 現在と同じ場所になります。

○議 長 他に質問はありませんか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号1項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項について説明いたします。

申請地は、中台の田で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

譲受人は、譲渡人が理事長を務める近隣の社会福祉施設です。

申請地は、399平方メートルの田で、施設の来客者駐車場が不足しているため、新たに6台分の駐車スペースを賃貸借により確保するものです。

用水は使用せず、雨水は側溝等により処理します。

周辺農地への影響はありません。

信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、22ページ及び23ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、去る2月1日に第2班による事前調査会が行われております。

班長の細野委員、説明をお願いします。

○細野委員 本件に関しましては、地区担当委員から説明していただきたいと思っております。

○議 長 地区担当、小金井委員説明をお願いします。

○小金井委員 第5条の農地転用を伴う賃借権の設定になります。この土地の所有者は、新たに借主となる法人の理事長です。場所は都市計画道路3-3-1号線の橋の下で、今までは市が一時的に仮設道路として借りていましたが、賃借の終了に伴い社会福祉法人が借り受け、不足している駐車場として利用します。

○議 長 議案第2号整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号整理番号2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局 3ページをお開き下さい。

議案第3号 令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

4ページをお開き下さい。

令和3年度第11次農用地利用集積計画（案）です。今回は、更新3件となります。また、借受者は、3人です。

番号1につきましては、大日の畑4筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和5年2月28日となります。

番号2につきましては、山梨の田1筆で更新、利用権は賃借、終期は令和14年2月28日となります。

番号3につきましては、山梨の田2筆で更新、利用権は賃借、終期は令和7年2月28日となります。

5ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。

内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 議案第3号につきまして、事務局から説明がありました。
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

- 議 長 質問が無いようですので、採決を行います。
議案第3号につきまして、賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

- 議 長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては可決いたします。

- 議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

- 議 長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」
事務局の説明をお願いします。

- 事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告致します。

整理番号1項から8ページの整理番号6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転を受けて専用住宅または駐車場に転用するという届け出です。

内容は、記載のとおりです。
説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 9ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について、解約の通知がありましたので、報告いたします。

解約の理由につきましては、貸主の都合によるものです。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第4号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より農地の転用事実に関する照会があり、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項につきましては、市課税課の資料により平成9年以前から宅地であったことを確認したため、非農地と回答いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第5号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 11ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告致します。

整理番号1項の重機置場への転用につきましては、1月14日に永野委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第6号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 12ページをお開き下さい。

協議報告第6号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、相続者から相続税の納税猶予の適用を受けている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願いがあつたので現地確認を行い証明書を発行いたしました。

整理番号1の鹿渡の畑1筆の2, 478平方メートルにつきましては、1月27日に海保委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 次に、協議報告第7号「農地法施行規則第53条第1項第11号の規定による農地転用の届出について」

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第7号 農地法施行規則第53条第1項第11号の規定による農地転用の届出について、本件は、東京電力パワーグリッド株式会社が鉄塔修繕工事を施工するため、転用の届出がありましたので報告します。

整理番号1項は、鹿放ヶ丘の畑3, 994平方メートルで、期間は令和4年3月1日から令和4年12月31日までです。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 協議報告第1号から第7号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

○**議長** 永野委員。

○**永野委員** 協議報告第7号の転用面積の3,994平方メートルは、届出の面積になりますが、先程の600平方メートルを除いた面積と総面積が一致しませんが、また違うのですか。

○**事務局** 総面積は一筆のすべての面積なので、面積の差は一部畑として残ることになります。

○**議長** 他に質問はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、協議報告第1号から第7号は、終了いたします。

4. その他

○議 長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議 長 事務局から何かありますか。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

3月の開催予定については、事前調査会が3月3日の木曜日に、第3班の委員にお願いします。また、総会が3月10日の木曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。農地相談日は3月3日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後2時38分

令和4年2月8日

農業委員会長

Ⓔ

議事録署名委員

1 番

Ⓔ

2 番

Ⓔ